

## 市民まちづくり会議・むさしの 2014 年度 第3回定例会記録

日時： 2014 年 11 月 14 日(金) 19:00～21:30

場所： 吉祥寺 商工会館3階 消費者生活センター講座室

出席者： 篠原、南、高田、村井、清本、中島、中村、西村、内門

定例会に先立ち、南副代表による第2回景観勉強会を実施した(資料は添付の通り)。

定例会における報告内容は次の通り。

### 1. 三鷹まちづくり準備会の活動(高田)

先日実施されたまちづくり委員会の了承がとれ、西久保の住宅地の1ブロックについては、緑を増やすような市民まちづくり協定をつくり、それをベースに準備会から協議会に発展した。今後は、きちんと充実させ形にしていこうということになった。市民発意ベースとしては、ようやくまちづくり協議会が誕生したこととなる。

一方、北口の駅前、中町、商店街についてはまだ動いていないものの、これから動く可能性があるため、まちづくり準備会を継続していくことになった。現実問題として、市からまだ何も言われてないが、東急ストア裏では近いうちに動きがでることが予測されること、市がもっている駐輪場がどうなるかということ、それを踏まえた上での補助幹線道路がどう整備されるかという点から、今のところ暫定となっている北口整備をどうするかという課題に対し、準備会としての提案を行うなどの活動を考えている。

東急裏については住友不動産が看板を出しているが、まだ動いていない。それはいくつかの用地が買収できていないため、買収できた場合は、大規模となり時間がかかるが、時間がかかっても手に入れようとしているものと判断される。おそらく高層マンションになる可能性がある。100m タワーにならない場合は十数階の広い壁になる可能性があり、どちらでも課題がある。現状の建築規制(用途地域・高さ制限)に基づき、ボリューム検討を行うと、墓石型で足下を商業施設とした利用で高度制限ぎりぎりまでやると数十階の建物となり、これを避けさせるためにどうすればよいかを考える必要がある。現在、東急裏にあるのは私道なので、マンションが建設されると、従来のような行き来ができなくなる可能性がある。

### 2. 外環その2について(村井・西村)

前回の「武蔵野市の外環の地上部街路に関する話し合いの会」(外環の2)は 8 月 21 日に開催されたが、4 ヶ月後ほど遅れ、今回は 12 月 18 日となった。その 10 日前に準備会が行われる。遅れている理由はよく分からないが、大深度の認定につき、意義申立て活動を続けており、三鷹も練馬、世田谷も動いていることが関係しているかもしれない。今後、外環の2の話し合いの会が開催される場合は、是非とも傍聴に来て欲しい。以前はまちづくり会議宛てにも直接開催日の連絡があったが、最近はないため、会員への通知ができていない。村井さん、西村さんの方で、開催日が分かった時点で、まちづくり会員にも伝えるようにして欲しい。

### 3. 暮らしフェスタ2014実施報告(内門)

今年度は南さんに報告書を書いていただいた。報告書自体はもう在庫がなくなってしまったため、みなさんに配布できなかった。今年は同じくプレイスで実施したが、昨年よりも入り口を開放することによって、来客も増えて盛会であった。お茶の先生を呼んだ講演会も、半分以上が来訪者で好評であった。

#### 4. 市民自治連絡会について（清本）

この会は、邑上市長が1期目から公約に掲げ、3期目になっても土俵にのらない市民自治基本条例の実現に向けて、武蔵野市がどういう形であるべきなのかについて考え、話し合いを行い、市民側からも実現に向けて努力しようという会である。

今回は、11月1日に会合があり、市内のいろいろな機会において活動する市民団体からお話を聞こうということで、当会（篠原）、男女共同参画条例をつくろうという向井氏グループ、精神障害者のグループホーム活動をやっている桑田氏のグループ、高齢者福祉で勉強会を展開している前川氏のグループ、西尾氏などからお話を聞いた。こうしたことを繰り返し、私たちが理想とする武蔵野像など、市民の意見をまとめ、自治基本条例にぶつけていこうという考えである。

まちづくり条例や都市計画マスタープランには、市民自治基本条例とも重なる話があるということで、種々意見交換が行われた。

#### 5. 財政研究会・公共施設学習会報告（篠原）

武蔵野財政白書を作成している財政研究会の活動の一環として、今年は土地開発公社などの財政援助出資団体についてとりまとめたが、来年は公共施設に焦点をあてた白書にしようと考えている。その活動の一環として、市も公共施設の今後について各種報告書を出していることから、武蔵野市の公共施設のあり方について学ぶため、11月4日に「公共施設学習会」を開催し、市から現状と展望について報告いただく機会を設けた。

当会を含め、いろいろな方々の参加を得ることができ、市民の関心も強く、盛会であった。市からは、総合政策の堀内参事他2名が参加され、ご報告いただいた。

武蔵野市は財政的に豊かなと思われる市でも、この先をみると、2020年以前に、公共施設の維持費支出のために、現状で確保している300億円の基金が取り崩され、ギャップが生じ、収支が合わなくなる試算結果が示され、危機意識をもって、そうならないような対応が必要というのが報告の趣旨であった。

ただ、あくまでも試算段階であるとして、市でも一律に公共施設の耐用年数を60年としているがそれによいのか（100年の耐用年数をもつ小学校建物もある）、市民からは武蔵野市でもそうした危機感があるのに他市の場合はいったいどうなるのか等々、参加者から多数の質疑や多くの議論が行われた。

#### 6. 小平市情報公開請求のその後（中島）

前の定例会でご説明した通り、非公開決定が適当であるという決定がでた。もちろん、控訴し、最高裁まで続く事例とみている。以下、資料の8頁下の方からご説明したい。

控訴審では、5つの点から主張している。

第1に、憲法21条や国際人権規約に由来する「知る権利」やそれを具体化した優れた小平市の自治基本条例の趣旨や目的を踏まえ、考慮した審理をまったく行っていないことを批判している。

また、市民は情報の公開を求めているのであって、開票を求めているわけではないのに、判決は延々と開票しない理由を述べており、開票しないことがなぜ公開しないことに結びつくのかがまったく示されていないことを指摘している。

興味深いのは、憲法から国際人権条約、市の条例、規則までが串刺しとなり関連していること主張でき、趣旨という方向性と具体的な法解釈の両面から攻めることができ、法律家にとっては興味深く、裁判所もはじめての判断

となることである。

第2に、公開するのか公開しないのか、今までの判例や法律論からすると、公開するのが原則であるのに対し、この判決は公開しないのが原則とし、逆転している点を指摘している。

第3に、公開すれば投票の秘密が侵害されるという点がポイントであったが、曖昧模糊とした抽象的な理由で非公開は適法としている点を指摘し、情報公開が何ら諸規定に抵触しないことを論証した。さらに記名投票と記号投票があるが、記号投票の部分はいくら筆跡分析しても投票者は特定できないことなどから、投票の秘密が侵害されることはないことを論証している。

第4に、投票用紙の写しを市民に渡してどう使われるか、集計が正確、公正に行われるかは渡す方の懸念材料であろうが、公証人が関わり、秘密を守り集計する「事実実験公正証書」を活用することで、こうした懸念を担保できることを示している。これは確かにはじめてのことではあるが、元公証人(元東京高裁判事)の見解書を出し、可能であることを示す証拠として提出とし、現役公証人からも実施の内諾を得ている。

第5に、住民投票条例及びその他の条例にも投票結果情報の公開を禁止する規定は存在せず、前期から公開が投票の秘密を侵害するおそれもないことを主張している。

住民投票は市民が主権者として地域に関わる重要なツールであることから、引き続き、小平の事例については注目し、お知らせしていきたい。

※次回定例会は当初1月9日(金)の予定であったが、都合により1月16日(金)に変更となりました。

以上